

平成23年7月1日施行

奈良県暴力団排除条例

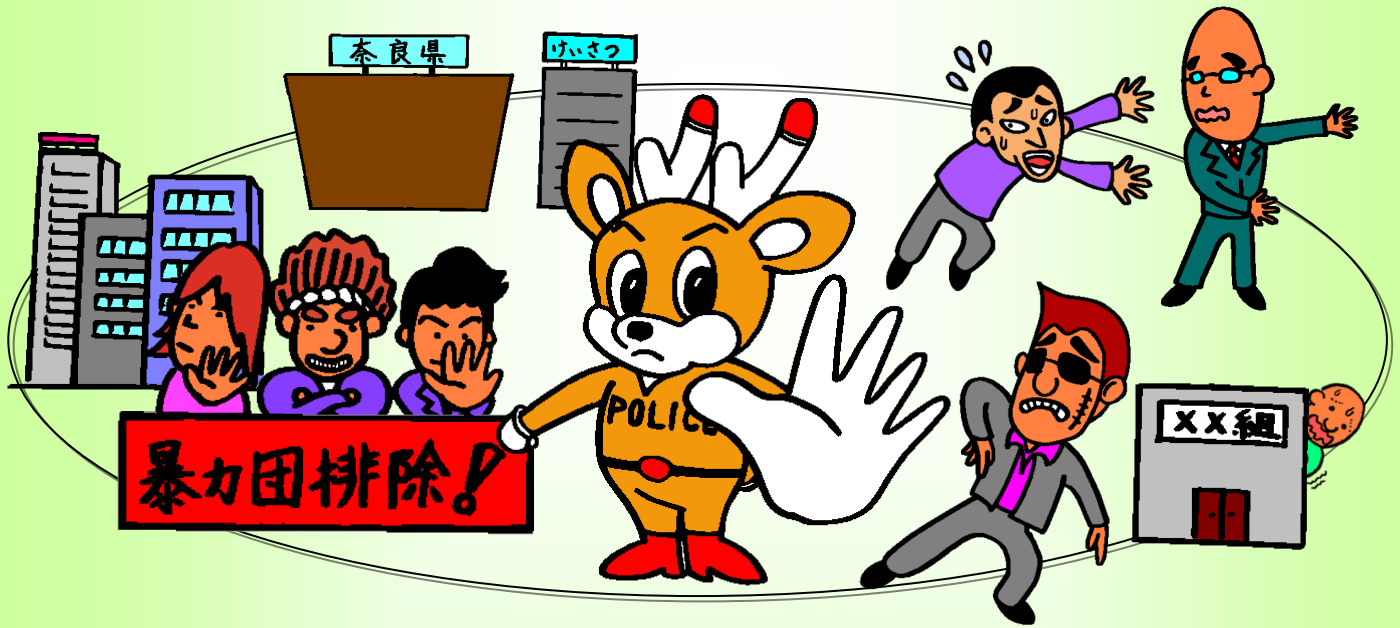
が制定されました。

○条例制定の目的

この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、

- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 青少年の健全な育成を図るための措置
- 暴力団員等に対する利益の供与の禁止

等を定めることにより、暴力団の排除を推進して県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。



○条例の基本理念

暴力団「3ない運動」プラス1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金をださない

+

暴力団と交際しない

○行政措置の内容

【調査】

公安委員会は、利益供与等の禁止行為に違反した疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができます。

【勧告】

公安委員会は、利益供与等の禁止行為に違反した者に対し、暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その行為の是正を求めため勧告をすることができます。

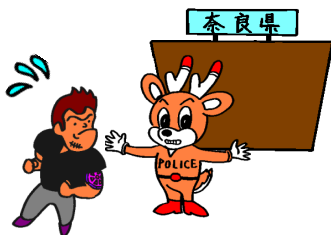
【公表】

公安委員会は、禁止行為の違反者が資料等の提出を拒み又は正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、規則の定めるところにより当該事案の概要等を公表することができます。

○条例の主な内容

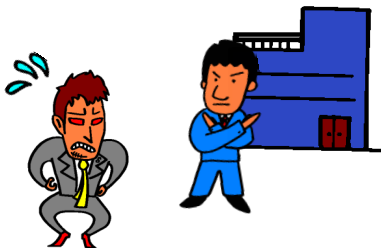
【県の事務及び事業からの排除】

公共工事その他県の事務及び事業から暴力団員や暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者を排除します。



【県の公の施設からの排除】

施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる場合は施設の使用を認めません。



【警察による保護】

暴力団排除活動に取り組み、暴力団から危害を加えられるおそれのある者等に対し、警察は、警戒等の必要な保護措置を行います。



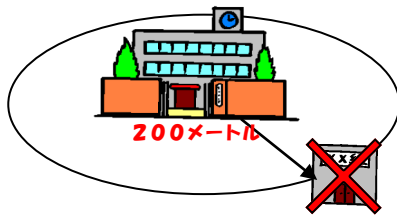
【県民等に対する支援】

県民等や関係団体が暴力団排除活動を自主的に取り組むことができるよう、情報の提供、助言、指導等の必要な支援を行います。



【暴力団事務所の開設、運営の禁止】

学校、図書館、世界文化遺産、重要文化財等の施設から200メートルの区域内において、暴力団事務所を新規に開設及び運営することが禁止されます。



【青少年に対する教育】

青少年が、暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害に遭わないようにするための必要な教育等を行います。



【利益供与の禁止】

事業者は、その業務に関し、暴力団に対し暴力団の活動又は運営に協力する目的で利益供与をすることが禁止されます。また、暴力団が事業者から利益供与を受けることも禁止されます。



【契約時の措置】

事業者は、書面で契約を交わす場合、その契約が暴力団の活動を助長する疑いがあるときは、相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければなりません。また、当該契約が暴力団の活動を助長すると判明したときは、速やかに契約を解除するよう努めなければなりません。



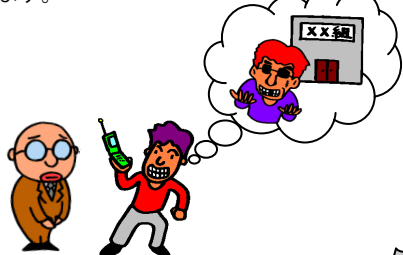
【不動産譲渡に係る契約の禁止】

譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所に使用されることを知って売買等の契約を締結することが禁止されます。



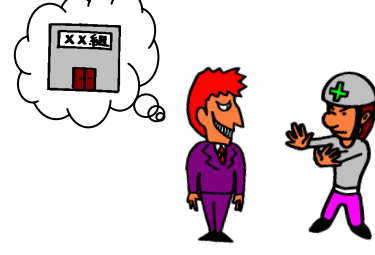
【不動産譲渡に係る代理等の禁止】

他人が譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所に使用されることを知って売買等の契約の代理又は媒介をすることが禁止されます。



【建築工事請負に係る契約の禁止】

請負をしようとしている物件が暴力団事務所に使用されることを知って請負契約を締結することが禁止されます。



【違反者に対する行政措置】

この条例で規定する禁止行為(暴力団事務所の開設、運営の禁止を除く)に違反した者に対して、公安委員会が調査、勧告、公表の行政的な措置を行います。

【罰則】

暴力団事務所の開設、運営の禁止行為に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。(両罰規定あり)

条例に関するお問い合わせやご相談は、奈良県警察本部又は最寄りの警察署までご連絡ください。
奈良県警察本部組織犯罪対策第二課(TEL0742-23-0110番)
月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分